

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の改正案に対する意見募集（パブリック・コメント）について

令和8年6月18日
自然環境局野生生物課

令和7年10月に開催された特定外来生物等専門家会合（第17回）を踏まえ、ブルーギル属等について、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）第2条に基づく特定外来生物への指定を検討しています。

また、これに併せて、関連省令及び告示の改正を検討しています。

これらのことについて、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和8年6月18日（木）から同年7月17日（金）までの間、パブリック・コメントを行います。

以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

【意見募集要領】

（１）意見募集の対象

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案（新旧対照表）…資料１

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案…資料２

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する案…資料３

（２）資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

下記ページに掲載の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の改正案に対する意見募集（パブリック・コメント）について」を御参照ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②窓口での配布

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

（東京都千代田区霞ヶ関１－２－２中央合同庁舎５号館２６階）

※入館登録が必要になりますので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。（電話番号（代表）：０３-３５８１-３３５１）

（３）募集期間

令和８年６月１８日（木）～令和８年７月１７日（金）

（４）意見の提出方法

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の改正案に対する意見募集（パブリック・コメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

②郵送の場合

次の様式に沿って御意見等を御記入の上、（４）の宛先まで送付ください。

（意見提出様式）

[件名] 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の改正案に対する意見

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください）

（注意事項）

- ・ 御意見はA 4 版の用紙にて、日本語で提出してください。
- ・ 電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

（５）意見提出先 ※郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
パブリック・コメント担当 宛て

（６）注意事項

御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 御意見の内容が、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の改正案」と無関係な場合
- ・ 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・ 記載された情報が虚偽であると判明した場合

以 上